

## 岡山市立犬島自然の家で使用する電気

### 質問と回答

生涯学習課

番号	質 問	回 答
1	岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に記載があり、指名停止等の措置を受けていない場合、入札保証金は免除されますでしょうか。 (過去3年以内に岡山市との契約がない場合) 入札保証金の免除にあたり申請や書類提出等が必要な場合はご教示いただけますでしょうか。	入札保険金の免除については、入札説明書3 入札保証金に関する事項(2)のとおりです。免除にあたり必要な書類については、入札説明書3入札保証金に関する事項(2)①に該当する場合は、提出書類は不要。本市との過去の契約の有無は条件ではありません。②に該当する場合は、入札保証保険証券を提出ください。また提出については、入札説明書3(4)に記載のとおりです。
2	旧一般電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。 燃料費調整額の算定諸元を都度変更が必要な場合や旧一般電気事業者が料金改定をした場合等、必要に応じて契約単価変更の協議をご対応頂けませんか。	契約書(案)第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。
3	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	1施設のための契約となるため、分担して支払う予定はありません。
4	燃料費調整額について、「本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	契約書(案)第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。契約の条項について疑義があるときまたは契約の条項に定めのない事項については、契約書(案)第22条第1項のとおり協議により決定します。
5	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	燃料費等調整については、入札説明書10契約書の作成に関する事項(1)及び契約書(案)第10条のとおりとさせていただきます。

6	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約金額の変更については、契約書(案)第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。</p>
7	<p>政府による電気料金支援政策(令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業)に基づく値引きは、事業者によって値引きの適用期間が異なる場合があります。</p> <p>そのため、契約開始時点において他の事業者から支援政策に基づく値引きを受けられている場合、当社が落札することで、支援政策による値引きの適用期間が1か月短縮される(2026年4月分が適用されない)可能性があります。</p> <p>このような状況下でも、当社は入札への参加が可能でしょうか。</p>	<p>契約書(案)第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。政府による電気料金支援政策に基づく値引きの適用期間の違いについては、入札参加資格に影響するものではありません。</p>